

## 第4章

# 地域福祉の施策展開





## 第4章 地域福祉の施策展開

地域福祉の施策の展開にあたっては、4つの基本目標ごとにそれぞれ基本施策を掲げ、本計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」いきます。

### 基本目標Ⅰ 市民協働による共生社会づくり

#### 1 市民主体のまちづくり

##### めざす方向

市民が主体となるまちづくりを推進するため、ボランティア情報の提供の他、自治振興会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の地域組織によるボランティア等活動促進のための支援を行うとともに、それらの地域資源を有効活用していきます。

また、ボランティア育成のための養成講座の開催や各グループ間の交流を深めるための機会を設け、ボランティアサポーターやグループが地域で活躍しやすい環境を整備するとともに、市・関係団体・市民が一体となって、地域が抱える問題に取り組んでいきます。

##### 現状・課題

- 人口減少や少子高齢化が進行する中であって、核家族化や高齢者のみの世帯、ひとり親家庭等の世帯が増加しており、地域コミュニティの衰退が懸念されることから、地域内における住民同士のつながりを大切にし、お互いに支え合う仕組みを作っていくことが重要となっています。
- 自助・互助・共助・の取組を促進し、公益サービス提供の役割を担う市民団体の活動を支援するなど、自助・互助・共助・公助の連携によって、さまざまな地域課題に取り組むことが必要となっています。

また、市民主体のまちづくりの推進にあたっては、広報紙やホームページ、報道機関などにより市政情報を発信していくことで市民との情報の共有を図るとともに、住民ニーズや地域の現状をふまえた福祉施策を推進していくことも求められます。

## 取組 1 ボランティア活動の推進

---

### 取組内容等

#### ① ボランティア情報の提供

市の広報紙「広報とやま」や市ボランティアセンターの情報紙「ボランティア情報」等を通じて、市民にボランティア活動に関する情報を提供します。また、新聞、テレビ、ラジオ、市社会福祉協議会・市ボランティアセンターのホームページなどにより、必要な時に、ボランティアに関する情報を得られるよう努めます。

関連部署	市社協
------	-----

#### ② ボランティアの育成と支援

市ボランティアセンターでは、ボランティア育成のため、ボランティア養成講座を開催しています。講座内容の充実のため、講義中心の講座にワークショップや現在活動しているボランティアグループとの交流の場を取り入れるなどして、広くボランティアの必要性や楽しみを感じてもらえるよう努めます。

また、市社会福祉協議会・市は、より多くの地域に活動が広まり、多くの住民の参加が得られるよう、さまざまな機会を捉えて地域への働きかけ、立ち上げのためのノウハウの提供等の支援を行っていきます。

関連部署	市社協
------	-----

#### ③ 高齢者パワーの活用

シニア世代の生きがいづくりとしてボランティア活動に参加することは重要なことと考えられます。高齢者が、地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりを推進していきます。

関連部署	市社協、長寿福祉課
------	-----------

#### ④ 地域組織の活用

自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブなどの地域組織は、地域福祉活動において、大きな役割を果たしています。また、独自に活動しているボランティアグループが、地域の協力を得ることによって、活動がよりスムーズに、あるいは、より大きくなる可能性があります。地域組織は地域福祉活動を支える非常に大きな資源の一つであることから、活動しやすい環境の整備や必要な支援に努めます。

関連部署	市民生活相談課、長寿福祉課、こども育成健康課、市社協
------	----------------------------

## ⑤ 企業のボランティア活動の促進

企業や事業主などに対し、社会貢献への理解を深める働きかけや、ボランティア活動への参加を支援していきます。また、市職員など公務員が積極的に地域活動やボランティア活動へ参加するよう呼びかけます。

関連部署	市社協、社会福祉課
------	-----------

## ⑥ 市ボランティアセンターの充実

市ボランティアセンターは、ボランティアに関する相談に円滑に対応できるよう、ニーズの把握やボランティアサポーター、企業、社会福祉施設、NPO法人等の関係団体との関係づくりに努めるとともに、ボランティアサポーターと連携して、校下や町内単位でのボランティア普及・啓発活動を進めます。

関連部署	市社協
------	-----

## 取組２ 支援体制の充実

市や市社会福祉協議会等の委嘱や依頼により、地域において要援護者等の支援を行っている人たち（民生委員・児童委員、福祉推進員、高齢福祉推進員、保健推進員、食生活改善推進員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、メンタルヘルスサポーター、地域包括支援センター相談協力員、介護相談員等）が、それぞれの役割を認識して、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

### 取組内容等

#### ① 民生委員・児童委員等への活動支援

地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員及び主任児童委員に対する研修内容の充実や必要な情報提供に努め、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

関連部署	社会福祉課、市社協（市民児協）
------	-----------------

#### ② 地域を支えるボランティアの拡充

地域では福祉推進員や高齢福祉推進員など多くのボランティアが活動されており、民生委員・児童委員や自治振興会などと協力しながら、地域の福祉問題の発見・解決に向けた役割を担っています。その役割を地域住民へ周知するとともに、活動に対する支援や配置・体制の充実に努めます。

関連部署	市社協（福祉推進員）、長寿福祉課（高齢福祉推進員）、障害福祉課（地域相談員など）、保健所（食生活改善推進員）、こども育成健康課（保健推進員）
------	--

### ③ 小学校区や地域包括支援センター等を単位としたネットワークづくり

地域における連携を図るため、市社会福祉協議会の支援のもと、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会が中心となって、小学校区や地域包括支援センター、保健福祉センターの担当区域を単位としたネットワークづくりに取り組みます。

関連部署	市社協、長寿福祉課
------	-----------

## 2 一人ひとりが尊重される地域社会づくり

### めざす方向

市民一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重される地域社会の実現のため、ハンディキャップを持つ人やシングルマザー、配偶者からの暴力（DV）を受けている人、犯罪被害者等特別な支援を必要とする人たちに対して支援するとともに、男女共同参画の社会を目指していきます。

また、犯罪や非行をした人が自らの罪を悔い改め、社会に戻った後、再び罪を犯さないように「再犯防止対策」の取組も新たに推進していきます。

### 現状・課題

- 一人ひとりが個性と能力を發揮できる基盤づくりのため、あらゆる生活の場面で、互いに個性を認め合い、人権を尊重する社会を築いていく必要があります。
- スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、インターネット上の掲示板や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への書き込みなど、社会の情報化に伴う新たな人権侵害などが顕在化しています。老若男女を問わず、誰もが加害者にも被害者にもなり得る社会であることを自覚し、人権教育や啓発を一層推進するとともに、すべての人が尊重される地域社会づくりを目指していくことが必要です。
- 家庭や地域、職場において男女参画の意識づくりを進め、DVやハラスメントなどの暴力の根絶にむけて人権尊重や意識啓発の推進が重要です。

## 取組1 一人ひとりの人権意識の啓発

---

### 取組内容等

#### ① 一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり

地域に住む市民一人ひとり的人格や個性が尊重される地域社会の実現のため、人権意識の啓発に努めます。

また、男性と女性が、互いの個性を尊重することで、男女共同参画の意識の浸透を図ります。

さらに、ハンディキャップのある人が安心して暮らしていける社会づくりのため、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと暮らしていける社会を目指すノーマライゼーション理念の普及に努めるとともに、援護が必要な人の支援を行います。

関連部署 男女参画・市民協働課、障害福祉課

#### ② 女性の活躍推進

男性が積極的に家事等に参画するための意識啓発や、生活スタイルの向上のための学習機会の提供などを通じて、あらゆる世代の女性が、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働ける社会の実現に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを促進し、仕事と家庭生活等の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援していきます。また、シングルマザーに対する就業支援策や子育て支援策などの総合的な提供、各種審議会等委員への女性の積極的な登用にも努めていきます。

関連部署 こども福祉課、男女参画・市民協働課

#### ③ 犯罪被害者等への対応

配偶者等からの暴力（DV）や高齢者、障害者、幼児・児童への虐待に対し、関係機関と連携し、相談体制の強化に努めるとともに、DVや虐待の早期発見や防止策の取組みを推進します。

関連部署 こども育成健康課、男女参画・市民協働課

## 取組2 再犯防止推進体制の整備

---

平成14年の刑法犯認知率は戦後最悪の285万件に達し、政府は犯罪に強い社会の実現のために行動計画を策定し、犯罪防止に取り組んだ結果、平成28年には戦後最小の約100万件にまで減少させることができました。一方で、再犯者の割合（再犯率）は上昇しており、約50%を占めるに至っています。更なる安心・安全を確保するため、再犯を防止する取組が重要となってきています。こうした中、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月）が成立し、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地

域の状況に応じ、必要な施策を策定・実施する責務を有する」ことが法律上明記されました。

本市においても、再犯防止に関する施策を推進し、安心して安全な地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。

## 取組内容等

### ① 保護司との連携強化と多機関連携

保護司は犯罪をした者の改善及び更生を助けることを目的に、保護観察・生活環境の調整・犯罪予防活動等の再犯防止における重要な役割を担っています。本市においても、保護司との情報共有や連携を強化するとともに、県・警察・教育委員会をはじめ、矯正施設や検察庁、家庭裁判所、保護観察所、地域生活定着支援センターなど国の関係施設・団体との多機関連携を図っていきます。

関連部署	社会福祉課
------	-------

### ② 更生保護活動への支援

保護司・保護司会が更生保護活動を行う更生保護サポートセンターの設置にあたっては、富山市総合社会福祉センターの施設・設備の提供等による保護司の処遇活動を支援するとともに、保護観察対象者との面接場所として自宅以外の市施設の相談室等の提供を行っていきます。

関連部署	社会福祉課、市社協
------	-----------

### ③ 民間協力者や関係団体の活動への支援

地域における再犯防止の推進には、保護司のほか、犯罪をした者の社会復帰を支援する更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア、更生保護事業協会など、再犯防止に携わる多くの民間ボランティア団体や更生保護法人等の活動に支えられていることから、その活動に対する支援や連携を図っていきます。

関連部署	社会福祉課
------	-------

### ④ 広報・啓発活動の推進

再犯防止の啓発活動の一環として、「社会を明るくする運動」に取り組んでおり、街頭啓発活動への協力のほか、広報紙への掲載や懸垂幕の掲示など、再犯の防止に関する広報啓発活動を実施していきます。

関連部署	社会福祉課
------	-------



### ⑤ 保健医療、福祉等の支援を必要とする者への支援

高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする者に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、地域での生活を可能となるよう努めます。

関連部署	社会福祉課
------	-------

## 3 地域を担う人材の育成

### めざす方向

自らが市政の担い手であり、地域の担い手であるという意識を市民一人ひとりが持てるよう、様々な機会を捉えて市政への参画や地域づくりへの参加を促進していきます。

### 現状・課題

- 近年における地域福祉の担い手の考え方として、行政だけでなく、関係団体や特にその地域で暮らす市民が主体的に地域福祉に取り組むことの重要性が指摘されるようになってきました。人口構成や家族構成、また地域におけるコミュニティの状況等が多様化する今日において、それぞれの地域において一人ひとりが主体的に行動することが地域福祉を推進するための鍵となっています。そのため、地域の課題を最も把握できる立場にある市民が主体的に課題の把握・解決に取り組むことが求められています。
- また地域の課題を解決するためには、地域課題の解決に取り組む人材の確保や育成が最も重要であり、その人材についても現役世代のみならず、高齢者や女性も含めた全世代型の人材を確保・育成するとともに、地域リーダーとなり得る人材の発掘とコミュニティ内における人材発掘・育成の醸成も必要となっています。
- さらには、生涯学習や社会参画の側面から、多様な年代それぞれの特性を生かしつつ、その活躍の場の確保・整備や活動機会の充実等も推進していく必要があります。

### 取組内容等

#### ① 地域リーダーの発掘と育成

地域の身近な課題を把握し、主体的にその課題の解決に取り組めるよう、行政・関係団体・市民が一体となって、地域リーダーの担い手を発掘・育成するための環境の整備を目指していきます。

関連部署	社会福祉課
------	-------

## ② 交流活動の機会の充実

多様化するコミュニティにおいて、全世代型で交流できるような活動の場や機会を確保するとともに、地域間における交流も推進し、地域の課題解決のための手法の情報交換・情報共有を図り、地域力の向上を目指していきます。

関連部署 社会福祉課

## 4 コミュニティの強化

### めざす方向

小学校区を基本的な単位としつつ、都市部や農山村部の地域的な特性に応じて、柔軟にコミュニティを形成・維持をしていくとともに、コミュニティの強化のため活動の場づくりやその拠点づくり、交流・情報交換の場づくり等を推進していきます。

### 現状・課題

- 本市では、これまで主に小学校区を単位としてコミュニティが形成されてきましたが、都市部では、都市化の進展とともに、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、地域住民同士の地域社会における連帯意識や地域への愛着心の希薄化が心配され、農山村部では過疎化・高齢化により、従来のような強固なコミュニティの維持を図ることは難しくなると予想されます。
- コミュニティの強化には、地域における新たなつながりや連帯感の醸成が必要であり、地域における市民の主体的な参画と協働のまちづくりとしての様々な活動を支援していくことが必要となっています。
- 地域住民やボランティア活動団体等が地域福祉活動を行うには、活動拠点の確保や維持が必要となるため、公民館や行政サービスセンターなどの既存の公共施設の改修や新規整備を検討する必要があります。

### 取組 1 地域福祉活動の拠点づくり

---

#### 取組内容等

#### ① 地域福祉活動の場づくり

既存施設や空き店舗などを活用した地域住民の運営による地域福祉活動の場づくりを推進していきます。地域福祉活動の場は、あくまで住民の意思を尊重し、住民の要望に応じて整備し、住民の運営（ボランティア、NPO法人を含む）によることを基本とします。

関連部署 市社協

## ② ボランティアの交流・情報交換の場づくり

ボランティアは活動範囲（県域、市域、校下・町内など）や分野等が多岐にわたっていることから他のボランティア活動状況を知り、ボランティア同士がつながるきっかけを作るとともに情報共有・情報交換の場づくりを推進していきます。

関連部署	市社協
------	-----

## ③ 拠点づくりの推進

高齢者、障害のある人、子育て中の家族など誰も等が気軽に集える場や、それらの人を含めた地域住民の誰もが集える場づくり、自殺対策と各福祉分野に共通して求められる状態が悪化する前の早期発見のための地域づくりやネットワークづくりに努めます。

関連部署	社会福祉課、障害福祉課、長寿福祉課、まちなか総合ケアセンター、保健所保健予防課、こども家庭部
------	--

## 取組２ 公共施設の有効活用

---

本市には、公民館などの公共施設、少子化や合併などの社会情勢の変化により使われなくなった公共施設の空き部屋などがあり、これらを地域福祉のために有効活用していきます。

### 取組内容等

#### ① 公民館などの公共施設の活用と柔軟な運営

各地区ふるさとづくり推進協議会と連携し、地域住民の連帯感を深めるための事業の実施を推進します。

関連部署	生涯学習課
------	-------

#### ② 行政サービスセンター等の空きスペースの活用

行政サービスセンター等の公共施設における利用可能なスペースについては、現在、本市が進める公共施設の再編等の動向を見ながら、地域住民の福祉の向上のために活用できないか検討を進めます。

関連部署	行政サービスセンター
------	------------

## 5 地域福祉を促進する仕組みづくり

### めざす方向

地域福祉の当事者は地域住民ですが、その活動やグループづくりを促進し、支援していくことは行政にも求められます。国、県の制度の活用はもちろん、それにとらわれず市独自の仕組みや支援を市民と行政の協働という視点で検討していきます。

### 現状・課題

- 地域活動を行うにあたり、その活動資金を確保していく必要があります。ボランティア団体等への活動費助成や企業からの助成制度の情報を広く周知するとともに、共同募金等も活用しながら地域福祉活動に携わる団体への支援を行うことが必要とされます。

### 取組 1 地域福祉を促進するための支援

---

#### 取組内容等

#### ① 地域住民の合意による施設整備の検討

地域福祉活動の拠点づくりにあたり、公民館や行政サービスセンターなどの既存施設の改修等が必要な場合には、地域住民の意見を聞きながら、整備を検討していきます。

関連部署	生涯学習課、行政サービスセンター
------	------------------

#### ② ボランティア団体等への活動費の助成

市社会福祉協議会では、ボランティア団体や福祉団体等に対して、活動助成金を交付しています。今後は、活動内容に応じてより効果的な助成について検討し、地域福祉活動の推進を図ります。

関連部署	市社協
------	-----

#### ③ 地域福祉活動を支援する事業の拡充

障害のある人、高齢者、乳幼児等を対象とした地域福祉活動についての支援事業の拡充を図ります。

関連部署	社会福祉課、障害福祉課、長寿福祉課、まちなか総合ケアセンター、こども育成健康課
------	---

#### ④ 共同募金の活用

共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」として取り組んでいます。地域課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築し、誰もが支え・支えられる地域づくりを目指します。

関連部署	市社協（市共同募金委員会）
------	---------------

#### ⑤ 企業が行っている助成金制度の周知

企業がボランティア団体やNPO法人等に対して行っている助成金制度を広く周知し、活動の活性化やNPO法人等の基盤強化を支援します。

関連部署	市社協
------	-----

#### ⑥ 寄附文化の醸成

地域における社会福祉法人やNPO法人などの取り組みや、地域住民等が主体的に地域の課題を解決していくためには、公的財源だけではなく、共同募金やふるさと納税など様々な種類の寄附金が重要な財源となっていることから、寄附を通じた社会貢献についての理解を深めるための啓発を行い、寄附文化の醸成を図ります。

関連部署	社会福祉課
------	-------

#### ⑦ 子育て支援事業等への参加の促進

子育てサロン、児童館親子サークルなど、地域で実施する事業への住民の参加を促進していきます。また、市の子育て支援事業がより地域のニーズに即した利用しやすいものとなるよう、事業の拡充、新規事業の実施にあたっては、ボランティア、NPO法人等多様な主体が参画し、支援が必要な人に対し、地域全体で支える体制づくりを進めます。

関連部署	こども支援課、こども育成健康課、子育て支援センター
------	---------------------------

#### ⑧ 地域力を活用した地域支援事業等の実施

介護予防サービス等を提供する地域支援事業や障害のある人の地域生活支援事業などについて、ボランティアなど多様な主体の参画を検討していきます。

関連部署	障害福祉課、長寿福祉課
------	-------------

## 取組 2 各種団体との情報交換

---

### 取組内容等

#### ① 当事者団体との情報交換と活動支援

障害のある人とその家族、認知症の人とその家族、ひとり親家庭等の団体等と情報交換を行い、市の施策に反映していくとともに、団体等の活動への支援を行います。また、地域の理解や協力が必要な内容については、地域課題についての共通認識をもつことができるよう、必要に応じて関係団体等に情報を伝えていきます。

関連部署	社会福祉課、障害福祉課、長寿福祉課、こども福祉課
------	--------------------------

#### ② NPO法人、社会福祉法人等との情報交換と連携

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人等との情報交換を密にし、地域に必要な福祉サービスの推進を図っていきます。また、富山市社会福祉法人連絡協議会の活動についても支援を行っていきます。

関連部署	社会福祉課、市社協（富山市社会福祉法人連絡協議会）
------	---------------------------

#### ③ 民生委員・児童委員協議会との連携

地域福祉の担い手として、地域の身近な相談役や地域と行政とのつなぎ役である民生委員・児童委員の組織力を強化できるよう市民生委員・児童委員協議会への支援に努め、情報交換や連携を強化していきます。

関連部署	社会福祉課、市社協
------	-----------

## 取組 3 学校、企業との連携

---

### 取組内容等

#### ① 学校との連携

市内の小学校・中学校等では、老人ホームでの介護体験、幼稚園・保育園での保育体験、障害者施設での交流等を行っています。今後さらに、学校、地域が協力して、子どもを含めた地域での福祉活動を推進していきます。また、市内の大学、短期大学、専修学校等の学生に対してボランティア活動への参加を働きかけていきます。

関連部署	学校教育課、こども支援課、市社協
------	------------------

## ② 企業との連携

多くの企業が社会貢献活動を行っています。特に、子育て支援については、企業に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、積極的な取り組みが期待されます。計画の内容の一つとして「子ども・子育てに関する地域貢献活動」があり、これらの取組みを進めるにあたって、企業、地域、ボランティア、NPO法人等が連携できるよう支援していきます。

関連部署	こども支援課、こども育成健康課
------	-----------------

## 基本目標Ⅱ 福祉サービス基盤の強化

### 1 福祉サービスの適切な利用の促進

#### めざす方向

地域における福祉ニーズは多様化しており、それに伴い福祉活動も多種、多様化してきており、福祉サービスを利用したい人が利用したいサービスを自ら選択できる情報がある、あるいは、利用したいサービスについて知ることができる体制をつくる必要があります。

そのため、福祉サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制、権利擁護支援等の充実を図ります。

#### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、福祉に関する情報の入手方法は、「市の広報紙」（76.5％）で最も高く、次いで「町内会の回覧板」（41.2％）、「新聞、テレビ、ラジオなど」（26.2％）、「インターネットのホームページや SNS」（17.1％）となっています。市が発行する広報紙や回覧板等、マスメディアとしての新聞・テレビ・ラジオに加え、パソコン・携帯電話・スマートフォン等の電子機器の普及により、「インターネット」や「SNS」等が新たな情報入手先として表れています。こうしたことから、多様化する情報入手経路を踏まえ、市民に必要な情報提供体制を整備していくことが求められます。
- 地域福祉に関するアンケート調査において、成年後見制度の内容を知っていると回答した方は3割強で、制度の利用が必要になった場合に利用をためらう理由をみると、「制度についてよく分からない」「成年後見人等が不正をしないか心配」が3割台、「手続きの方法が分からない」「どこに相談すればよいか分からない」が2割台となっています。このため、権利擁護に関する制度自体の周知度を高める取組を推進していくことが必要とされます。
- 地域福祉に関するアンケート調査において、悩みや不安について相談したい人は、「家族」（69.6％）・「知人・友人」（38.9％）・「親族」（27.1％）等の身近な方への相談が多い一方で、「地域包括支援センター」（6.3％）・「市の相談窓口や職員」（4.5％）・「社会福祉協議会」（1.4％）・「民生・児童委員」（1.1％）と、市や関係団体への相談希望は低くなっています。また「相談できる人がいない」割合も5.4％おり、身近な方々で解決できない問題が生じた場合の総合的な相談支援体制を維持・継続するとともに、市民への情報提供体制の周知も図っていく必要があります。



## 取組 1 福祉サービスの利用に関する情報提供

---

### 取組内容等

#### ① 市民への情報提供の充実

子育て支援、介護保険、障害者福祉、生きがい・健康づくりなどの福祉サービスの情報提供については、広報紙やホームページなどによる情報提供をはじめ、保健事業、各種団体の催し物や会合など、さまざまな機会を通じて情報を発信するとともに、地域における福祉活動の情報についても提供していきます。

##### 関連部署

社会福祉課、市社協、こども家庭部（全所属）、介護保険課、長寿福祉課、障害福祉課、生涯学習課、保健所、まちなか総合ケアセンター

#### ② 関係機関・団体への情報提供

福祉サービスなどの情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かかわる民生委員・児童委員、介護支援専門員、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターなどの地域の拠点、ボランティア、NPO法人、事業者、医療機関などにも福祉情報を提供していきます。

##### 関連部署

社会福祉課、市社協、こども育成健康課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、障害福祉課、保健所、まちなか総合ケアセンター

#### ③ サービス利用に結びついていない要援護者への対応

介護サービスやその他の福祉サービスについては、サービスが周知されていない、あるいは家庭に問題があってサービス利用に結びついていない場合なども考えられます。このような要援護者にサービスが行き届くよう、さまざまなルートからサービスの周知を図ります。また、必要に応じて専門的な知識を持った相談員を派遣できるよう地域住民、民生委員・児童委員、福祉推進員、保健推進員などによる見守り体制を築いていきます。

##### 関連部署

社会福祉課、市社協、こども育成健康課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、障害福祉課、保健所

## 取組 2 総合相談体制の充実

---

### 取組内容等

#### ① 相談機関の充実

高齢者の地域における総合的な相談窓口である地域包括支援センター、子育てサークルの育成や、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行い、不安の解消を図る子育て世代包括支援センターや子育て支援センター、乳幼児から高齢者、障害者へのサービスを一元

的・包括的に提供するまちなか総合ケアセンター、地域で生活する障害のある人の身近な相談窓口である委託相談支援事務所や総合的な相談窓口である基幹相談支援センター、生活困窮者の相談支援を行う社会福祉協議会等の活動の充実に努めます。また、保健福祉センターは地域の各専門相談機関の連携を促進し、地域の複合的で複雑な課題の把握を行い、地域における包括的支援体制の構築に努めます。

**関連部署**

長寿福祉課、こども支援課、こども育成健康課、子育て支援センター、障害福祉課、保健所、まちなか総合ケアセンター、市社協、社会福祉課

② 身近な相談に対応する地域の相談員等の活動の充実

各相談機関の相談員を対象に行われている研修会を体系化し、より専門的な研修を各分野ごとに行うとともに、各分野に共通する複合的・複雑な課題への一次相談のための知識・技術の向上を図ります。

また、日常生活に関する身近な相談に対して、民生委員・児童委員をはじめ、高齢福祉推進員、地域相談員、保健推進員、食生活改善推進員等が支援する取組を推進していきます。

**関連部署**

長寿福祉課、こども育成健康課、障害福祉課、保健所、市社協

**取組 3 権利の擁護**

**取組内容等**

① 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や障害のある人が地域で自立して暮らし続けるために、今後ますます必要性が高まると考えられることから、事業の一層の周知と生活支援員の確保を図り、利用の促進を図っていきます。

**関連部署**

長寿福祉課、障害福祉課、市社協

② 虐待の早期発見とネットワークの確立

地域住民やサービス提供事業者、医療機関等が協力して、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待、あるいは女性への暴力の早期発見に努めるとともに、民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応していきます。

**関連部署**

こども育成健康課、長寿福祉課、障害福祉課、男女参画・市民協働課

③ 障害を理由とする差別の解消の推進

障害のある人が差別を受けることなく、誰もが安心して地域で生活するための環境づくりを推進し、市民・事業者等地域社会全体への障害に対する関心を高め、理解を深めるため、啓発活動に取り組みます。

**関連部署**

障害福祉課

## 取組 4 成年後見制度の利用促進体制の整備

### 取組内容等

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画（市町村計画）を定めるよう努めるものとされています。この項目では、市町村計画として、市における成年後見制度の利用促進に向けて、今後の方向性について示します。

国の成年後見制度利用促進基本計画のポイントは、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」となっています。

このうち、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」では、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指しており、市町村において地域連携ネットワーク及び中核機関を整備することが求められています。地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」をつくり、そのチームを法律・福祉の専門団体や関係機関でつくる「協議会」が支援する体制であり、「中核機関」がその協議会を運営し、チームに対して専門的助言等の支援を確保し、地域連携ネットワーク全体の仕組みを調整するものです。

そして、地域連携ネットワーク及び中核機関には、(ア) 広報機能、(イ) 相談機能、(ウ) 成年後見制度利用促進機能、(エ) 後見人支援機能の4つの機能が段階的・計画的に整備されることが求められており、体制整備により不正防止につながることも期待されています。

市においても、国の基本計画のポイントを踏まえながら、成年後見制度の利用促進を目指して取り組んでいきます。

#### ① 成年後見制度の普及

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人の権利を擁護する仕組みとして、成年後見制度が導入されています。市社会福祉協議会にとやま福祉後見サポートセンターを設置して、成年後見制度の普及啓発、後見人等の相談支援、市民後見人の養成、法人後見の受任等を行っており、引き続きとやま福祉後見サポートセンターの機能充実に努めていきます。

関連部署	長寿福祉課、障害福祉課、市社協
------	-----------------

#### ② 地域連携ネットワークづくり

とやま福祉後見サポートセンターは、中核機関の一部の機能を有していますが不足している機能もあるため、今後、市と市社会福祉協議会、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関、関係団体と中核機関の設置・運営について検討していきます。

そして、今後、各種関係機関、関係団体との連携のあり方を検討し、地域連携ネットワークの充実を目指していきます。

## <チームの取組>

国の基本計画が示す「チーム」とは、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みを指します。市においては、すでに地域で様々なネットワークが構築されているため、その既存のネットワークを活用し、チームで本人を見守り、支援していきます。

## <協議会の取組>

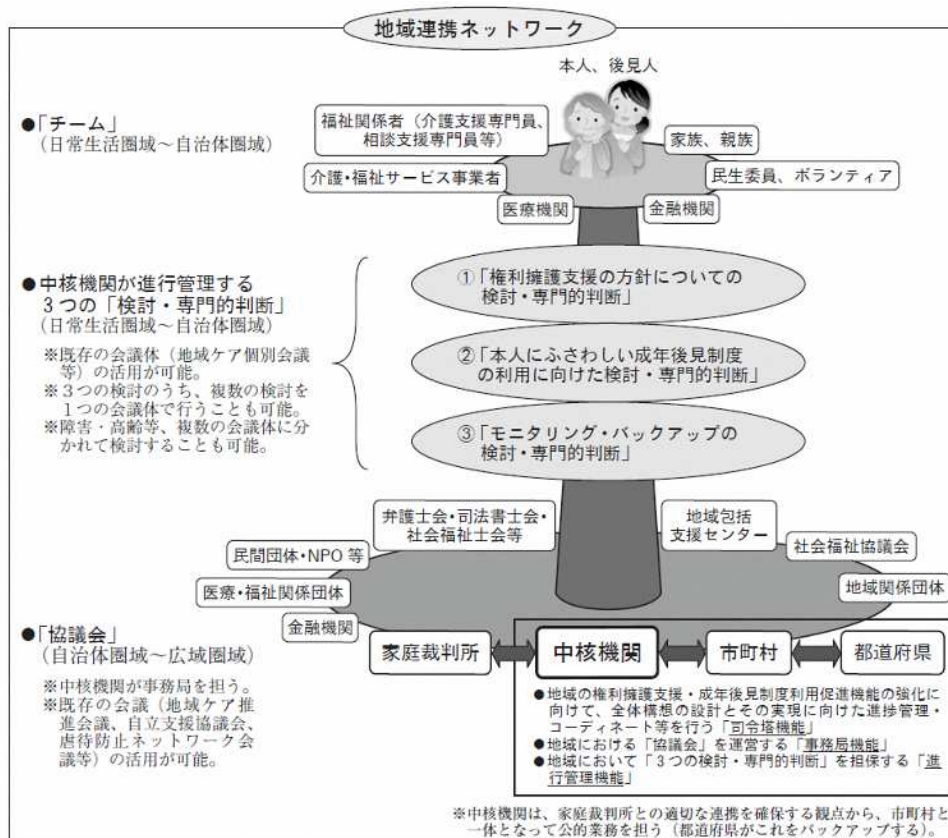
国の基本計画が示す「協議会」とは、チームに対して専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるように体制づくりを進める合議体です。専門職団体などと地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場となり、中核機関や地域連携ネットワークの活動をサポートするとともに、それらの活動のチェック機能を担います。

市では、すでに設置しているとやま福祉後見サポートセンターで定期的に行う運営委員会などが今後、協議会として活用できないか検討していきます。

そのほか、既存の高齢者施策、障害者施策の取組みを通じ、関係機関や様々な専門職が連携を図りながら、権利擁護支援の必要な人の早期発見・支援、また地域において本人らしい生活継続のための支援を行っていきます。

関連部署	長寿福祉課、障害福祉課、市社協
------	-----------------

### ■ 地域連携ネットワークにおける「チーム」「中核機関」「協議会」の連関イメージ



出典：成年後見制度利用促進体制整備委員会発行  
「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」15 ページから

## 取組5 福祉サービスの質の確保

---

### 取組内容等

#### ① 苦情への対応

多数のサービス提供事業者の参入によってサービスの量は確保されますが、利用者保護の観点から、サービスの質の低下につながらないようにすることが大切です。また、入所施設等については、苦情等処理するために講ずる措置の概要を明らかにすることとなっていることから、これらの苦情解決の仕組みの周知を図ります。

関連部署	長寿福祉課、介護保険課、障害福祉課
------	-------------------

#### ② 情報開示の推進

住民が必要とする時に各種福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、市広報紙やホームページなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。

関連部署	福祉保健部、こども家庭部
------	--------------

## 2 サービス提供事業者への支援

### めざす方向

介護保険の居宅サービスがすべて民間事業者に門戸が開かれたため、居宅サービス提供事業者が大幅に増加しました。良質なサービスを供給するには、サービス供給主体の多様化と民間活力の導入が有効です。新たなサービスの供給主体として、社会福祉法人や医療法人だけでなく、企業、NPO法人などの多角的な導入を図っていきます。

また、地域において福祉活動の中心的な役割を担う地域包括支援センターや市社会福祉協議会が、自治振興会や地域において要援護者等の支援を行う人たちなどをネットワーク化する役割を果たすよう機能の充実を図るため、地域における活動に協力していきます。

### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、今後本市が取り組むべき施策では「高齢者や障害者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」(52.4%)が最も高くなっており、年齢階級別の回答割合も年齢が上がるとその割合も高い傾向となっています。少子高齢化の中での適切な福祉サービスを提供する必要があることから、サービス提供事業者の健全な発達を推進するための取組が必要とされます。
- ボランティア団体・福祉関係者への調査において、福祉活動に必要な情報の入手元では「社会福祉協議会から」(45.1%)が最も高く、地域住民からの要望の把握方法では、「地域住民から直接聞く」(51.6%)に次いで「社会福祉協議会から」(43.4%)が高くなっています。地域福祉活動の中心的な役割を担う機関として市社会福祉協議会が位置付けられているため、市民ニーズの把握や市民とともに課題解決を図るための計画的な取組が必要とされます。

### 取組1 サービス提供事業者の健全な発達

---

#### 取組内容等

##### ① 地域福祉活動計画との連携

近年の社会福祉を取り巻く環境を踏まえ、市民のニーズを把握し、市民とともに考え互いに協力して課題解決を図り、より住みやすい地域づくりを進めることが市社会福祉協議会に期待されています。市社会福祉協議会が中心となり地域住民・関連団体・機関等が協働して福祉のまちづくりを推進することを目的とする富山市地域福祉活動計画の策定を進めます。なお、富山市地域福祉活動計画は、富山市地域福祉計画と連携しながら実施していきます。

関連部署	市社協
------	-----

## ② 事業者の参入を促進する情報提供の充実

NPO法人など幅広い事業者が福祉サービスに参入できるよう、本市に不足している福祉サービス、あるいは今後促進していききたいサービスなどの情報を提供し、事業者の積極的な参入を促進していきます。

関連部署	福祉保健部（全所属）、こども家庭部（全所属）
------	------------------------

## ③ 公募による事業者の採用

市が行う事業のうち、委託等が適切と考えられるものについては、公募、提案（プロポーザル）などによる業者選定の手法を取り入れていきます。

関連部署	契約課
------	-----

## ④ 指定管理制度の導入

本市においては、障害児者関連の通所施設、養護老人ホームなど、福祉施設の多くを市または富山市社会福祉事業団が管理・運営しています。多様化する市民のニーズに効果的、効率的に対応するため、市の福祉施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減等を図っていきます。

関連部署	こども育成健康課、障害福祉課、長寿福祉課
------	----------------------

## ⑤ 市事業の見直し

施設以外にも、市はさまざまな福祉サービスを実施しています。これら事業のなかに、社会福祉法人、NPO法人、企業等への委託、譲渡等が適切なものがないか検討していきます。また、今後の事業展開においても、民間活力の導入を図っていきます。

関連部署	社会福祉課、障害福祉課、長寿福祉課、生活支援課、介護保険課、こども育成健康課
------	--

## ⑥ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

富山型デイサービスがモデルとなって制度化された共生型サービスをはじめ、農福連携、障害就労継続支援事業所等で行うレストラン等の活用など、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場づくりを推進します。

関連部署	障害福祉課
------	-------

## 基本目標Ⅲ 安心・安全で暮らしやすい地域づくり

### 1 地域福祉活動を通じた新しいコミュニティの創造

#### めざす方向

地域住民が地域の問題・課題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるように、地域での交流を通じて顔の見える関係づくりを行っていくことが必要です。地域での交流事業や居場所づくりなどへの支援を行い、高齢者や障害者など、孤立しやすい住民も地域社会との接点を築くことができるような、行事や健康づくり、生涯学習活動などへの参加を促し、さらには住民自らが交流の場を創出できるような体制づくりに努めます。

#### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、「非常に親しくつきあっている」(2.4%) 「親しくつきあっている」(27.1%) と3割近くが親しく近所づきあいをしている一方、「つきあいは、ほとんどない」(11.6%) 割合が1割を超えています。また、現在参加している地域活動では、「参加していない」(46.1%) は4割を超えており、居住年数が短くなるにつれその割合は高くなっており、各年齢階級別にみても年齢が若くなるにつれ参加していない割合は高くなっている傾向があります。積極的な近所づきあいは、防犯の観点からも非常に重要な役割を担っているため、地域住民同士の交流会や勉強会、地区懇談会等、地域の課題を共有するための機会を設けることが必要とされます。
- 地域福祉に関するアンケート調査において、現在参加している地域活動では、「町内会・自治会等」が最も多く38.9%で4割未満となっています。年齢階級をみると60～69歳(50.0%)が高く、20～29歳は7.3%と低い状況となっています。若い世代はマンション、アパート等で暮らすケースが多く、町内会活動への参加割合が低くなっていることには一定程度の理解はできるものの、町内会は地域づくりの基盤となること、また加入者の高齢化もみられることから、地域活動の新たな担い手を育成し地域づくりの基盤を強化していくことが必要とされます。



## 取組 1 地域コミュニティの醸成

---

### 取組内容等

#### ① 地域での交流促進

地域の連帯意識が希薄化する中であって、昔ながらの近隣の助け合いを求めることが難しくなっていることから、地域サロンや子育てサロンなど身近な地域での居場所づくりや幅広い世代の交流を促進するとともに、地域のイベント等さまざまな機会を活用し、交流の機会をつくります。

関連部署	市社協、こども育成健康課、まちなか総合ケアセンター
------	---------------------------

#### ② 地域の福祉課題の共有

地域で活動している民生委員・児童委員等の地域福祉関係者、ボランティア、自治振興会組織の代表者等が中心となって、地域の福祉課題等を話し合い、協働して解決していく地区懇談会を開催していきます。

関連部署	市社協、社会福祉課
------	-----------

#### ③ 住民参画型のまちづくりの推進

各種福祉計画の策定のほか、公園や遊び場、交流施設等の整備にあたっては、市民、地域住民のニーズの把握に努めるとともに、ワークショップなど当事者参画型のまちづくり手法を取り入れていきます。

関連部署	福祉保健部、こども家庭部
------	--------------

#### ④ 地域づくりの基盤強化

町内会に加入しない世帯が増えています。町内会は地域づくりの基盤となることから、加入促進のために町内会の役割をPRしてまいります。

関連部署	市民生活相談課
------	---------

#### ⑤ 多様性を認め合う社会の実現

地域には、子どもから高齢者、障害者のほか、性的マイノリティの方々、外国人など多くの方が暮らしていることから、地域のすべての人がお互いに多様性を理解し合い、安心して暮らせる地域づくりに努めていきます。

関連部署	社会福祉課
------	-------

## 2 地域の見守り、問題発見体制づくりの推進

### めざす方向

地域の中で活動する人たちが連携体制（ネットワーク）をつくり、身近な地域での見守り、声かけ等の充実を図り、問題の早期発見、予防、解決できる体制づくりを推進していきます。

### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、地域で取り組んでいくことが必要だと思うかの項目では、「一人暮らし高齢者や高齢世帯への支援」（64.1%）が6割台、日常生活が不自由になったとき、地域でしてほしい支援では、「安否確認の声かけ」（30.6%）が3割台となっており、見守り活動等のニーズが高いことが伺えます。
- また、困っている世帯に対して出来る支援でも「安否確認の声かけ」（62.6%）が最も多く、ボランティア団体・福祉関係者への調査において、誰もが安心して暮らしていくために地域で重要なことでも、「見守りや安否確認」（46.7%）が最も多くなっています。見守りをする側・される側共に安否確認等のニーズが高いことから、本市においても地域におけるささえあいの意識を更に向上させ、地域における見守りネットワークの整備を推進するとともに、情報共有体制やキーパーソンとしての福祉推進員を充実させていく必要があります。

### 取組1 地域の連携体制の充実

---

#### 取組内容等

#### ① 地域のささえあい意識の向上

地域においてネットワーク活動を実践するには、地域住民の参加が不可欠であり、福祉関係団体などに対してネットワーク活動の意義、必要性を十分に理解してもらい、地域ぐるみでの活動として取り組めるような体制をつくる必要があります。地区社会福祉協議会が地域で福祉に関する懇談会などを定期的を開催することにより、地域住民の理解を得て、地域でのささえあい意識の向上と地域住民との連携を図ります。

関連部署	市社協
------	-----

#### ② 福祉推進員の充実

地域でささえあい活動を根付かせるためには、活動の中心となるキーパーソンが必要です。町内単位で活動する福祉推進員について、関係団体や広報紙などで呼びかけ、その役割を周知し、人材確保に努めます。また、地区社会福祉協議会は、福祉推進員が円滑に活動を行え

るように、町内会長、民生委員・児童委員、高齢福祉推進員などとの協力体制を確保し、さらに、各校下の福祉推進員が定期的に情報交換できる場を設けるよう努めます。

関連部署	市社協
------	-----

### ③ 情報の共有化

小地域※ネットワーク活動の推進のためには、関係者が福祉情報を共有することが重要であり、プライバシーの保護に十分配慮しながら、情報の共有化を推進します。

(※ 要援護者一人を支えるネットワークから町内会くらいまでの範囲)

関連部署	市社協
------	-----

### ④ 地域の見守りネットワークの整備

地域の見守り体制として、家族、親戚、隣り近所、町内会、民生委員・児童委員、関係団体、地域包括支援センター、ボランティア、NPO法人、福祉施設、保健福祉センター、教育機関などが相互に連携を図りながら、福祉サービス、生きがいなどの目的に合わせたネットワークの整備を推進し、地域の見守り体制の充実に努めます。

関連部署	社会福祉課、市社協、市民生活相談課、学校教育課、保健所、長寿福祉課
------	-----------------------------------

### ⑤ 地域における福祉活動の把握・調整

市社会福祉協議会では地域の福祉活動の把握のための調査や地域の社会資源の把握等、地域福祉活動が推進するよう努めます。

関連部署	市社協
------	-----

### ⑥ 災害や事故など緊急時の対応

災害や事故など緊急時において、高齢者や障害者等の要配慮者のほか、被害者やその家族を支援するため、関係機関と連携し、救済制度などの広報に努めるとともに、地域における支援体制づくりの推進や相談機能の充実に努めます。

関連部署	社会福祉課、長寿福祉課、障害福祉課、生活安全交通課ほか
------	-----------------------------

### 3 地域の子育て支援、地域包括ケア体制の充実

#### めざす方向

子育て不安の解消や高齢者等の孤立化を予防するため、市、地域住民、ボランティア、法人等が協力して、地域ぐるみの支援サービスを展開していきます。また、世代間の交流や、子ども、高齢者、障害のある人等の地域における交流を促進していきます。

#### 現状・課題

- 子育て支援施策については、子ども子育て支援制度の中で保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育事業や各種地域子育て支援事業等を行っています。幼稚園や保育所等に就園する前の子どもを持つ親の中には、子育てについての不安を抱えていたり、孤立化する方もいるため、サロン活動等を中心とした子育て世帯の地域とのつながりや世代間の交流を推進し、孤立化を防ぐ取組が必要となっています。
- 2025年には、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上の高齢者となり、また、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症の知識の普及・啓発やケア体制の整備等、より一層の認知症施策の推進と在宅医療・介護連携を推進し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが必要とされます。
- また、高齢者がいつまでも元気でいきいきと暮らせる活力ある社会を築くために、これまで取り組んできたパワーリハビリテーション等の介護予防事業を充実することが必要とされます。
- 近年では、子育てと介護の両方をしなければならない「ダブルケア」が社会問題として取り上げられています。本市においても、子育て支援施策と高齢者介護施策を推進していく中で、ダブルケアの問題を抱えている方の把握とその支援に取り組んでいくことが必要とされます。
- 高齢者のほか、障害者、ひとり親家庭、生活困窮者、社会的孤立（ニート・ひきこもりなど）など個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応できる体制が必要となっています。

#### 取組1 サロン活動等の充実

---

##### 取組内容等

##### ① 住民による子育てサロンの開催

子育てに不安をもち、子育ての孤立化がみられるのは、特に幼稚園や保育所等に就園する前の子どもをもつ親です。これらの子育て家庭を支援するため、公民館や民家を利用し、地

地域のボランティア等が中心となって、子育て中の親子の仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場を提供していきます。

関連部署	こども家庭部（全所属）、市社協
------	-----------------

## ② 地域ぐるみの子育て支援

子どもたちが地域の人々とふれあい、地域の歴史・文化を学び、さまざまな感動を体験することは、子どもの育ちにも、地域づくりにとっても必要です。地域の祭り、スポーツ、文化活動、体験型イベントなどを通して、子どもたちの成長を支えています。

関連部署	こども家庭部（全所属）、市社協
------	-----------------

## ③ ふれあいいいききサロン等の拡充

一人暮らしの高齢者等の孤立感の解消などを目的とするふれあいいいききサロンやいきいきクラブが各地で開催されています。これらの活動を通じて地域ボランティアが立ち上がってきています。今後もより多くの地域ボランティアが立ち上がるよう支援するとともに、介護予防・生きがいづくりの場として、ふれあいいいききサロン等の拡充を図っていきます。また、高齢者だけでなく、子ども、障害のある人等が気軽に集える場づくりを推進していきます。

関連部署	長寿福祉課、障害福祉課、市社協
------	-----------------

## 取組2 地域の交流の促進

.....

### 取組内容等

#### ① 世代間交流の拡充

保育所・認定こども園・幼稚園の幼児や小学生、中学生が、老人ホームを訪問したり、園や学校に高齢者を招くなど、高齢者と子どもが交流する機会をつくれます。また、公民館等での世代間交流の場を提供していきます。

関連部署	こども支援課、長寿福祉課、生涯学習課、学校教育課
------	--------------------------

#### ② 福祉関係施設と地域住民との交流

老人ホーム、障害のある人の入所施設等において、地域住民と入所している人との交流が図られるよう、施設の祭りや地域の祭りなどのふれあいの場づくりを支援していきます。

関連部署	長寿福祉課、障害福祉課、市民生活相談課
------	---------------------

## 取組3 地域包括ケア体制の強化

---

### 取組内容等

#### ① 介護予防推進体制の強化

徹底した「閉じこもり予防」から、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進することとし、住民にとって身近な存在である老人クラブ等による声掛けや誘い出し機能を強化するとともに、「運動器の機能向上」のためのプログラムの強化等により、施策の充実を図ります。

関連部署 長寿福祉課

#### ② 地域ぐるみの介護予防の推進

市内で活動する約600団体の老人クラブを、地域における介護予防の中核と位置付け、「介護予防推進リーダー」や「楽楽いきいき運動」、「介護予防ふれあいサークル」などの地域ぐるみの取り組みを進めていきます。

関連部署 長寿福祉課

#### ③ 認知症の知識の普及・啓発

広く市民への認知症の理解を広げるために、地域での説明会や講演会などから、認知症を自分の問題、地域の問題として考える意識を高めるとともに、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る「認知症サポーター」の養成を促進します。

関連部署 長寿福祉課、保健所

#### ④ 認知症ケア体制の整備

「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人を早期に発見し認知症専門医につなげる体制や、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、地域包括支援センターの認知症コーディネーターや認知症疾患医療センター、認知症サポート医との連携を強化し、認知症の人を継続的に支援する体制を整えます。

関連部署 長寿福祉課

#### ⑤ 在宅医療と介護の連携推進

高齢者が必要な医療・介護を受けて、可能な限り在宅生活を継続することができるよう、地域において効率的かつ質の高い医療の提供体制を構築するとともに、医療・介護関係者間の連携強化に取り組んでいきます。

関連部署 長寿福祉課、まちなか総合ケアセンター

## 取組 4 地域共生社会の推進

---

### 取組内容等

#### ① 身近な地域で生活課題を解決できる環境の整備

自治振興会や地区社会福祉協議会をはじめとした地縁団体とともに地域の企業や社会福祉法人、NPO法人等、多様な主体が地域づくりに参画できる環境の整備ができるよう、地域の実情に応じた検討を行います。

地域の中では「支える側」の人が「支えられる側」の人となることもあります。「お互い様」という関係性をつくり、「支え手」「受け手」とい関係を超えて、お互いの存在を認め合いながら各々の役割を発揮できる地域づくりを推進します。

関連部署	社会福祉課
------	-------

#### ② 身近な相談を包括的に受け止める体制の整備

地域に身近な行政の窓口として、福祉や防災・防犯をはじめ地域住民の様々な相談に対応してきた73の地区センターの機能と実績を生かし、地域住民が身近に立ち寄り、暮らしや生活の話・相談ができる「場」としてFace to Faceのサービスを推進します。

関連部署	社会福祉課、市民生活相談課
------	---------------

#### ③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

保健福祉センターが中心となって、担当地域の地域包括支援センターや基幹相談支援センター、社会福祉協議会等、高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等の各専門相談機関の連携を強化し、顔の見える関係づくりを行うとともに、必要に応じ支援チームを編成し、多機関が協働して支援することができる相談支援体制づくりを地域の実情に応じて検討します。

支援チームによる個別の事案の検討については、地域ケア会議や既存の会議の場を活用するとともに、必要に応じ関係機関に出向いて会議等を行います。

また、住民に身近な場で、民生委員・児童委員等の地域の関係者及び地区センター等と連携し、対象者を積極的に把握し、支援につなげることができるような体制を構築します。

関連部署	社会福祉課
------	-------

#### ④ 複合的な課題への対応

介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居する世帯（8050）など課題の複合化や、社会的孤立、制度の狭間の問題に対し、様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、包括的な支援体制の構築を検討していきます。

関連部署	社会福祉課
------	-------

#### ⑤ 障害者の地域生活への支援

障害のある人が地域における支え合いの中で共に生き、地域の一員として生きがいや社会的役割を持ち、安心して自分らしい生活を営むことができるような支援や地域づくりを進めます。

関連部署	障害福祉課
------	-------

#### ⑥ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう相談支援や就業支援の充実を図ります。

関連部署	こども福祉課
------	--------

#### ⑦ 生活困窮者支援の推進

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者や複雑な問題を抱えて社会的に孤立した人に対し、市社協など関係機関と連携しながら包括的に対応し、社会的・経済的な自立と生活向上を支援するほか、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークづくりを行うとともに、生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。

関連部署	生活支援課、市社協
------	-----------

## 4 人にやさしいまちづくり

### めざす方向

まちづくりのスタートは、高齢者や障害のある人など外出にハンディをかかえている人の立場から設計を考えることです。高齢者や障害のある人たちが利用しやすく、そして誰もが利用しやすい魅力的な設計をまちづくりの目標として推進していきます。このような視点から、建築物や道路などの都市環境はもちろん、住環境、就労環境など生活全般に関して、人にやさしいまちづくりを進めていきます。



## 現状・課題

- 高齢者や障害のある人など行動に制限を受ける人だけのためではなく、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方に基づきまちづくりをすることが求められており、本市においては、公共的建築物、公共交通機関、道路等のバリアフリー化を推進しています。
- 少子高齢化が進展している中で、要援護高齢者や障害のある人が住み慣れた地域における生活をできる限り継続できるよう、安心して暮らせる住居の整備が求められています。
- 就労は社会の一員としての自覚を持つ要素、生計を維持する要素、生きがいを感じる要素という3つの要素を持っています。高齢者や障害のある人が地域で充実した生活を送ることができるよう就労等に関する支援が必要とされています。

## 取組1 ユニバーサルデザインのまちづくり

---

### 取組内容等

#### ① 公共的施設等のバリアフリー化の推進

誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共的施設等のバリアフリー化を推進していきます。

関連部署	障害福祉課、長寿福祉課、建設部、管財課
------	---------------------

#### ② 道路の整備

高齢者や障害のある人の生活圏の拡大を図るために、歩道段差の切下げ、点字ブロックの敷設、盲人用信号装置の設置などを推進していきます。

関連部署	長寿福祉課、障害福祉課、建設部（道路河川管理課）
------	--------------------------

#### ③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

路面電車や、路線バスの低床化などを促進し、高齢者や障害のある人が利用しやすい公共交通機関を目指します。

関連部署	長寿福祉課、障害福祉課、活力都市創造部（交通政策課）
------	----------------------------

## 取組2 安心して暮らせる住居の整備促進

---

### 取組内容等

#### ① 高齢者や障害のある人などに配慮した住宅の整備の充実

市営住宅の建て替えにあたっては、高齢者や障害のある人などの生活に配慮した居室の整備を推進していきます。また、要援護高齢者や重度の障害のある人の住宅改修を支援します。

関連部署	建設部、障害福祉課、介護保険課、長寿福祉課
------	-----------------------

#### ② グループホームの整備促進

「施設から在宅へ」の考え方を基本とし、障害のある人、認知症高齢者が地域で暮らし続けられるよう、グループホームの整備を促進していきます。また、グループホームで暮らす人への地域住民の支援や交流を促進していきます。

関連部署	障害福祉課、介護保険課
------	-------------

#### ③ 高齢者が安心して住み続けられる住宅の確保

高齢者が、生きがいをもち、自立した生活を送るため、望ましい居住形態を選択できる環境の整備が必要です。このような住まいに対する多様なニーズに対応するため、また、高齢者が安心して安全に暮らし続けることのできる住まいとするため、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に適切な指導・支援を行い、需要に合わせた供給を促進します。

関連部署	長寿福祉課、指導監査課、居住対策課
------	-------------------

#### ④ 居住に課題を抱える者への横断的な支援

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育てる家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進について、地域福祉としての取組みのあり方について検討します。

関連部署	社会福祉課、生活支援課、長寿福祉課、障害福祉課、介護保険課、こども家庭部
------	--------------------------------------

## 取組3 就労・能力活用への支援

---

### 取組内容等

#### ① 高齢者への就労支援

高齢者が長年培った知識と経験を生かし、活躍し続けることができるよう企業への高齢者の雇用促進への働きかけや、高齢者の多様な就労形態による雇用の促進を図り、雇用機会の拡大に努めます。また、富山市シルバー人材センターの事業拡大が図られるよう、会員数の増強と就業率の向上、受注の拡大に向けて、引き続き支援に努めます。

関連部署	長寿福祉課
------	-------

#### ② 障害のある人への就労支援

障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、障害者就労支援促進事業などにより一般就労への支援を行うとともに、一般就労へ移行した方が継続して就労できるよう支援します。また、一般就労が困難であっても、生産活動に従事することは、障害のある人の社会参加や働く権利、自己実現の観点等からも重要であることから、福祉的就労の場の整備に努めます。

関連部署	障害福祉課
------	-------

#### ③ 福祉分野以外の様々な分野との連携

生活困窮者、高齢者、障害者をはじめ様々な課題を抱える人が、その持てる能力を活かし、就労や活躍の場を確保できるよう、福祉以外（商工業、農林水産等、環境、都市計画等）との連携に努めます。

関連部署	社会福祉課、生活支援課、長寿福祉課、障害福祉課、他部局
------	-----------------------------

## 基本目標Ⅳ 市民の誇りづくり

### 1 地域における魅力づくりや情報発信

#### めざす方向

少子高齢化の進展により人口減少時代に突入している現在において、中核都市としての「人口のダム機能」を果たすとともに、持続可能で「選ばれるまち」となるよう地域の魅力や誇りをこれまで以上に高めていく必要があります。

#### 現状・課題

- 北陸新幹線の開通や国際化が進む羽田空港への航空路線の維持により、海外や首都圏を含む広域的な交流の機会が拡大しています。
- 本市は豊かさや暮らしやすさを示す指標で上位を示す等、全国的に見ても魅力あるまちとなっています。これらの強みを生かして「暮らしたいまち」「訪れたいまち」として更に選ばれるよう、産業・教育・文化・福祉の融和を推進し、魅力ある都市として総合力を高めていく必要があります。
- 豊富な自然環境や豊かな食文化を持つ「富山ブランド」のブランディングやシティプロモーションを通じて広く情報発信をし、国内外のインバウンドの取り込みや定住人口の拡大を図るべく認知度向上に努めていきます。

#### 取組 1 地域の魅力の発掘と発信

---

#### 取組内容等

##### ① 選ばれるまちづくりの推進

豊かさや暮らしやすさを示す指標で上位を示す本市の魅力を、県外企業赴任者等の外部の視点も取り入れて戦略的・効果的に情報発信することで、団塊の世代や大都市圏等からの移住・定住者の増加を図る等、選ばれるまちとして定住人口の拡大を目指していきます。

関連部署	広報課
------	-----

---

## 取組 2 地域福祉活動の啓発

---

### 取組内容等

#### ① 地域組織を通じた啓発活動の強化

地域活動の多くが、地区を単位として行われています。自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ等の組織も地区単位となっており、強いつながりをもっています。これらの地域組織を通して、住民の福祉への関心を高め、福祉意識を醸成していきます。そのためまず、これらの地域組織の役員の方々に地域福祉に関心を持ってもらうため、福祉フォーラムや地域の勉強会の開催を通じて啓発に努めます。

関連部署	市民生活相談課、障害福祉課、長寿福祉課、保健所、こども育成健康課、市社協
------	--------------------------------------

#### ② 地域福祉フォーラム等の開催

活動が活発化してきたNPO法人や地域ボランティアの流れをさらに大きなものとするため、活動状況のPRの場として、また、市民の地域福祉活動への参加の動機づけとして、市、市社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等が協力して、地域福祉フォーラムや地域福祉セミナー、福祉フェスティバル、講演会を開催していきます。

関連部署	市社協
------	-----

#### ③ 地域福祉活動のPR

市の広報紙やホームページ、マスメディアなど、さまざまな媒体を活用し、地域福祉活動の状況や市社会福祉協議会の事業や役割についても市民にPRしていきます。

関連部署	市社協
------	-----

## 2 市や地域に対する愛着や誇りの醸成

### めざす方向

多様な魅力を持つ本市に対して、市民一人ひとりが愛着や誇りを抱くシビックプライドを醸成するためのふるさと教育を推進していきます。また、多くの市民に「住み続けたい」と感じてもらうとともに、本市を離れて暮らしている市外居住者から「また帰って暮らしたい」と感じてもらえるよう、地域の魅力や強みを情報発信していきます。

### 現状・課題

- 市民意識調査結果では、本市に住み続けたい理由の第1位が「地域に愛着がある」となっており、地域に魅力や愛着を感じることができる環境づくりが重要となっています。
- 日本海側有数の都市として選ばれる都市づくりを目指してきた本市は、国内外から高い評価を得ており、都市部と中山間地域の両方を併せ持つ中で公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトシティの取組や、産業・教育・文化・福祉を融合した都市の総合力を高める取組は今後も継続して推進することが望まれます。

### 取組1 地域の強みや魅力の再発見

---

#### 取組内容等

#### ① 地域への愛着や誇りの醸成

本市では「AMAZING TOYAMA」をキャッチフレーズとして、市民と連携しシティプロモーションを行っています。本市の強みや魅力を発見するためのきっかけを提供し、市民一人ひとりがシビックプライドを持てるよう地域への愛着や誇りづくりを推進していきます。

また、市民が幅広い視野と国際感覚を持つための機会として、国際会議の誘致を積極的に取り組むとともに、国内外に都市としての知名度アップの向上に努めます。

関連部署	広報課
------	-----

## ② ふるさと教育の推進

市民一人ひとりが魅力ある本市の自然・歴史・文化・産業についての理解を深められるよう、公民館活動やふるさとづくり事業の他、様々な地域活動や生涯学習の機会において、郷土に対する愛着や誇りを持てるふるさと教育の推進に努めます。

関連部署	生涯学習課
------	-------

## 取組２ 地域における福祉教育の充実

---

### 取組内容等

#### ① 学校におけるボランティア活動

小学校、中学校等は、福祉やボランティアに対する関心や理解を深めるため、市社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携して、ボランティア活動等に取り組みます。

関連部署	学校教育課、市社協
------	-----------

#### ② 生涯活動における福祉講座の開設

相互理解を深めるため、公民館ふるさと講座で人権教育を年1回以上実施しています。また、生涯学習においても福祉の充実を図るため、必要に応じて高齢者、障害のある人、子どもごとの講座を開設し、活動を希望する受講者と、ボランティアを必要とする施設、団体等を結びつけていきます。

関連部署	生涯学習課、市社協
------	-----------

#### ③ 出前講座の活用

行政情報を積極的に提供し、住民主体のまちづくりを推進するための出前講座は、高齢者や障害のある人、子どものほか、健康など様々な福祉に関する講座の内容の充実とPRに努めることにより、利用を促進し、地域住民の福祉への関心を高めていきます。

関連部署	福祉保健部、こども家庭部
------	--------------